上尾市いじめの防止等のための 基本的な方針

平成26年2月

上 尾 市

目次

はじぬ	bに	1
第1	上尾市基本方針の策定	1
第2	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	2
1	いじめの防止等のために上尾市が実施する施策	2
(1) 上尾市いじめ問題対策連絡協議会と役割	2
(2	② 上尾市教育委員会の調査組織の設置	2
(3	》 上尾市が実施する施策	3
2	いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	5
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	5
(2	② 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	6
(3	》学校におけるいじめの防止等に関する措置	6
3	重大事態への対処	1 C
(1)重大事態への対処の流れ	1 C
(2	》 上尾市教育委員会又は学校による調査	1 1
(3	③ 調査結果の報告を受けた上尾市長による再調査及び措置	1 6
笙3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	1 7

はじめに

上尾市では、「いじめは決して許されないことであり、また、いじめは、どの学校でも、 どの子どもにも起こりうるものである」との認識に立ち、「いじめの根絶」及び「いじめ の早期解消」に取り組んできた。

平成24年8月には「上尾市いじめ根絶対策会議」を開催し、「いじめの根絶」及び「いじめの早期解消」には、児童生徒の実態を常に把握し、迅速かつ組織的に対応すると共に、学校、家庭と連携して、いじめの根絶を目指した取組を一層推進していくことが重要であると確認した。

上尾市いじめの防止等のための基本的な方針(以下「上尾市基本方針」という。)は、これらの推進してきた取組を更に実効的なものとし、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、国・地方公共団体・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第1 上尾市基本方針の策定

(地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、 当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推 進するための基本的な方針(以下「地方いじめ防止基本方針」という。)を定める よう努めるものとする。

上尾市は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針を参酌し、上尾市におけるいじめ防止 等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、上尾市基本方針を定める。

上尾市基本方針では、上尾市の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、上尾市において組織的、計画的かつ迅速に行われるよう、講ずべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、上尾市におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

更に、取組の実効性を高めるため、上尾市基本方針が、本市の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを盛り込む。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

- 1 いじめの防止等のために上尾市が実施する施策
- (1) 上尾市いじめ問題対策連絡協議会と役割

(いじめ問題対策連絡協議会)

- 第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、 条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、 都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くこと ができる。
- 2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対 策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県 の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじ め問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を 講ずるものとする。

上尾市は、「いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。 ※1

連絡協議会は、学校教育部長、庶務課長、人権推進課長、青少年課長、少年愛護センター所長、埼玉県中央児童相談所虐待・相談担当課長、上尾警察署生活安全課長、上尾市生徒指導推進協議会長、上尾市青少年育成連合会長、上尾市区長会連合会長、上尾市PTA連合会長、上尾市小学校長会長、上尾市中学校長会長で構成する。また、必要に応じて他の者を加えることができる。

会議内容は、次のとおりである。

- ア いじめ問題に関する施策の推進及び調整に関すること
- イ 上尾市におけるいじめ問題の現状把握、分析等に関すること
- ウ その他いじめ問題の解決に必要な事項に関すること
- エ 上尾市基本方針が、本市の実情に即して機能しているかを点検すること

② 上尾市教育委員会の調査組織の設置

第14条第3項 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との 円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等の ための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関 として必要な組織を置くことができるものとする。

上尾市教育委員会は、「上尾市いじめ問題調査委員会」(以下「問題調査委員会」とする。)を設置する。問題調査委員会は、法第28条(12ページ参照)に定める重大事態のうち、学校における調査が困難な場合、調査を行うものとする。

問題調査委員会は、調査の公平性・中立性を確保するため、専門的な知識及び経験を有する者で、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。

③ 上尾市が実施する施策

ア 学校を支援する

- (ア) 教職員のいじめ問題に対する指導力の向上を推進する
 - ・ いじめについて基本的な理解を図るとともに、各段階における適切な対応について理解させる、研修や演習を通して教師と児童生徒及び児童生徒相互の日常的な人間関係づくりについて学ばせる等により、いじめを見抜く力を高め、いじめを防止する実践的指導力の向上を図る。
 - ・ 学校における研修会において、いじめ問題への組織的な対応の徹底、いじめの未然防止のための道徳教育の充実、教師用指導資料「いじめのない学校を目指して(上尾市教育委員会作成)」及び「彩の国 生徒指導ハンドブック『New I's』」の活用、児童生徒に対するいじめ問題啓発資料の活用、アンケート調査の実施、保護者へのいじめ問題の理解を深めるための広報啓発活動等が推進されるよう指導・助言を行う。
 - ・ いじめの防止に係る取組状況を調査し、その結果を基に組織的に対応する等 いじめのない学校づくりのための留意点について学校に周知する。
- (4) いじめの未然防止のための道徳教育の充実を図る
 - ・ 「彩の国の道徳 道徳教育指導資料集『学級づくりの羅針盤』~いま、道徳 が『いじめ問題』にできること~」の活用について指導・助言する。
- (ウ) いじめのない学級づくりを支援する
 - ・ 児童生徒の発達段階に応じて、学級診断アセスメント(児童生徒の学級満足度・ 学級生活意欲を把握)を実施し、児童生徒の集団の中での位置の変化を把握し、 いじめの早期発見、早期解消に役立てる。
- (エ) 児童生徒によるいじめの防止等に係る自発的な活動や主体的な活動を支援する ・ 児童生徒によるいじめ防止活動の成果を普及する。
- (オ) ネットいじめへの対応を推進する
 - ・ ネットいじめを含めたネットワーク上の情報モラルや知識、トラブルに関する「青少年のネットモラル啓発DVD」等を活用し、適切なネット利用を啓発 する。
- (カ) 学校評価等実施上の留意点を周知する
 - ・ 学校が学校評価等において、いじめの問題を取り扱うにあたり、法第34条 を踏まえるよう、上尾市教育委員会は、学校に対して指導・助言を行う。

イ 相談しやすい環境を整備する

- (ア) いじめ相談専用ダイヤル「子ども・いじめホットライン」、「子ども・いじめホットメール」で、児童生徒及び保護者からのいじめに関する相談に応じる。
- (4) 相談員の対応力の向上を図るため、研修を充実する。
- (ウ) 保護者・児童生徒向けいじめ防止啓発資料を作成・配布する。
- (エ) 児童生徒用「いじめ相談カード」を作成・配布する。

ウ 家庭・地域・関係団体との連携を図る

- (7) 関係団体等とのこれまでの連携を更に推進する
 - ・ 児童生徒が学校以外の仲間づくりができるよう、関係団体との連携を図る。
 - ・ 学校と警察との連携を密にすることによりいじめ問題の解決への連携を図る。
 - ・ 学校と警察が連携して、いじめ防止を含めた少年の非行防止教室を実施する。 (平成16年2月23日「学校と警察署との連絡等に関する協定」締結)
- (4) 保護者のいじめに対する意識、理解を深める
 - ・ 保護者向け啓発資料を作成・配布し、家庭におけるいじめを発見する力と対 応する能力を高める。
 - ・ 上尾市教育委員会のホームページに上尾市のいじめ根絶に向けた取組を掲載 し、上尾市の基本的な対応について周知する。
- (f) 学校応援団や防犯に関わる地域の方々などによる学校とのいじめの情報に関す る連携を推進する。
 - ・ 学校応援団などの通常の活動の中で、いじめの兆候を発見した場合、速やか に連携を図り、対応する。

エ いじめを許さない気運を醸成する

- (7) 「いじめ撲滅強調月間」で、重点的に「いじめを許さない」という児童生徒の 意識の高揚を図る。
 - ・ 「いじめをなくす宣言」(平成19年8月10日 第17回あげお子ども議会)、 「上尾市『いじめ根絶』中学生宣言」(平成25年12月7日 上尾市「いじめ 根絶」中学生サミット)を周知する。
 - ・ 「なかよく楽しい学校生活を送るための標語 ~いじめをしない させない ゆるさない~」を全児童生徒から募集し、いじめ根絶の意識を高める。
- (1) 「子どもの人権」の啓発を推進する
 - ・ お互いの人権を尊重する意識の高揚を図るイベントや研修会の中で、「子ども の人権」について啓発する。

- (ウ) 児童生徒の主体的な取組を推進する
 - ・ いじめ問題をはじめとする人権問題を主体的に考える人権作文や人権標語の 作成を促進する。
 - ・ 人権作文・標語集を活用し、児童会・生徒会活動や授業等で、児童生徒がい じめ問題について、主体的に考え、話し合う取組を推進する。
 - ・ 「いじめをなくす宣言」、「上尾市『いじめ根絶』中学生宣言」を活用し、い じめのない学校をつくろうとする児童生徒の心を育てる。

2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

各学校は、国のいじめ防止基本方針、上尾市基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)として各学校の実情に応じ策定する。なお、いじめの防止等のための具体的な実施計画や実施体制を定めるに当たっては、次の点に留意する。

- ア 策定に当たっては、自校の課題を洗い出し、教職員や学校関係者の認識の共有を 図る。
- イ 「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」、「いじめの早期対応」に関する具体 的な手立てや年間の計画を組織的、計画的に実行できるよう盛り込む。
- ウ 児童生徒や家庭・地域も巻き込みながらの策定や説明に努める。
- エ 法第22条に基づく組織を、学校基本方針に定めた取組等を実行する中核の組織 として位置付ける。
- オ 未然防止の取組には、学校の全教育活動に関わることを意識し、全教職員の児童 生徒の様子や変化等を見抜く力を高めるための方策を盛り込む。
- カ 未然防止の観点からも、いじめに関する児童生徒を対象としたアンケートを毎月、 保護者を対象としたアンケートを学期に1回実施する。(ただし、アンケート調査の 結果だけに頼らない。)
- キ 年間の取組をPDCAサイクルにより検証し、基本方針を見直すことができるようにする。
- ク 小学校においては「いじめをなくす宣言」を、中学校においては、「上尾市『いじめ根絶』中学生宣言」を活用する。

- ケ 重大事態への対処については、上尾市基本方針を参考に迅速な対応ができるよう にする。(重大事態が発生した場合のシミュレーションを全教職員で行っておく。)
- コ 学校基本方針により、個々の教職員がそれぞれの教育活動の中でいつ、何をどのようにすべきか分かり、保護者や地域がどのような協力をし、学校として児童生徒をどのように育てようとしているかが分かるようにする。

② 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、 当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関 係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

学校は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実 効的に行うため、各学校において組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置 く。

また、この組織は学校基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査を行う組織の母体となるものとする。

この組織の構成員には、管理職、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭等の中から学校の実情により充てる。個々の事案により、学級担任や部活動の顧問が参加可能とするなど柔軟な組織とする。また、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、PTA、地域の方等が参加することも可能とする。

当該組織の具体的な役割は、次のとおりである。

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正 の中核としての役割
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、 共有を行う役割
- エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速 な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の 決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

③ 学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校は、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際、上尾市教育委員会と連携 して対処に当たる。

ア いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるということを踏まえ、全ての児童生徒を対象 に、いじめの未然防止に取り組む。

未然防止の基本として、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団 づくりを行う。

また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間 関係をつくり、いじめに向かわない態度・能力の育成を図る。

更に、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助 長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(7) 教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図られるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

また、いじめられている子どもの立場で指導・支援を行うためには、次の点に 十分に留意する。

① 教師がいじめはあるものとの認識を持つ いじめはないと思い込まず、教師一人一人が「いじめがあるかもしれない」 との認識に立って組織的・継続的に観察を続け、児童生徒に「いじめは絶対許

さない」ことを常に発信する。

② 目配り・気配り・心配りに努める いじめは、登下校時・休み時間・昼休み・清掃時・放課後・部活動時など教 師の目が届きにくいところで行われることが多い。そのため、児童生徒一人一 人に十分な「目配り・気配り・心配り」に努め、教師間の情報交換を密にする。

③ いじめに気づき・注意する

教師がいじめに気づかないと、いじめをさらに進めてしまうことになる。また、いじめを注意しない教師は、児童生徒から信頼されず、相談されることもなくなる。そのため、誠意をもった態度が相談しやすい「先生」になる。

④ 保護者との連携及び信頼関係の醸成を図る

些細なことでも、学校での児童生徒の変化を保護者へ連絡するとともに、家 庭の様子を聞くなど、迅速で誠意ある対応が、保護者との信頼関係を醸成する。

(4) 学級づくり

児童生徒は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、 学級づくりがとても重要であることから、次のポイントを押さえた学級づくりに学校 を挙げて取り組む。

- ① 児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう配慮する。
 - ・ 児童生徒の気持ちを共感的に受け止める。 (「先生は自分の気持ちを分かってくれている。」)
 - 居場所をつくる。
 - 見守る。 (「いつもどこかで先生は見守っている。」)
 - 基準を示す。(「……してはならない。」だけではなく、「こんなときにはこうするといいよ。」)
- ② 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。
 - ・ 分かる楽しさを与える。 (「分かった。」と思えたとき、「もっと分かりたい。」 というエネルギーがわいてくる。)
 - ・ 自分のよさや自分との違いのよさを認める。(「これまで気が付かなかった自分や 級友のよさを先生が教えてくれた。」)
- ③ 児童生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。

(ウ) 学習指導

学業不振やその心配のある児童生徒は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。

逆に、児童生徒が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながり、学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身に付けることができる。

つまり、「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立 ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。授業改善に当たっ ては、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味していく。

(エ) 保護者同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者の働き掛けが大切であり、特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキが掛かることが多く、保護者同士の親密な関係が重要である。そこで、学級担任等がコーディネート役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめをはじめとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。

イ いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

また、児童生徒に対し、いじめられていることを誰かに相談することは恥ずかしいことではないことを十分に理解させることも重要である。

特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

- (7) 上尾市教育委員会作成の教師用指導資料「いじめのない学校を目指して」にある「いじめのサインを見逃さない」や「いじめのサイン発見 チェックリスト(教職員用)」を活用し、該当する項目があれば児童生徒に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、生徒指導主任や学年主任に相談する。
- (4) 児童生徒及び保護者を対象に、いじめに関するアンケートを実施する。
 - ・ 学校の生活アンケート(児童生徒対象)を毎月実施する。
 - ・ 子どものサイン発見アンケート(保護者対象)を学期に1回実施する。
 - 子どものサインチェックリスト(家庭掲示用)を全家庭に配布する。
- (ウ) 「彩の国 生徒指導ハンドブック『New I's』」にある「I いじめ防止対策編」 も活用する。

ウ いじめの早期対応

まず、教職員全員でいじめ問題に取り組む体制を作ることが重要である。

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断することや、一部の 教職員で抱え込むことがないよう、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り 通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、 教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員 の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意し て取り組む。

- (ア) 教師用指導資料「いじめのない学校を目指して」にある「いじめが生じた際の対応図」を活用し、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について学校を挙げて改善する。
- (イ) いじめる児童生徒への指導・措置

いじめの内容や関係する児童生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめを やめさせる。

いじめの内容によっては、上尾市教育委員会、警察等との連携を図る。

(ウ) いじめを受けた児童生徒へのケア・対応

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

(エ) 周りではやし立てる児童生徒への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。 また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にある ことに気付かせる。

(オ) 見て見ぬふりをする児童生徒への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気付かせる。

(カ) 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- 話合いなどを通して、いじめを考える。
- 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・ 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・ いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- 道徳教育の充実を図る。
- ・ 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・ 行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態への対処の流れ

- ア 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。(12ページ参照)
- イ いじめられて重大事態に至ったという申出が児童生徒や保護者からあったときは、 学校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したもの として報告・調査等に当たる。
- ウ 重大事態が発生した場合、学校は上尾市教育委員会へ報告し、報告を受けた上尾 市教育委員会は、上尾市長へ事態発生について報告する。
- エ 当該学校は、法第22条に基づく、いじめの防止等の対策のための組織を母体と する調査組織を設置し、当該重大事態に関する調査を行う。
- オ 上記工の調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、学校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、当該学校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。(ただし、法第23条第2項に基づく調査により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。)

- カ 上記工の調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめられた児 童生徒や保護者に提供する場合があることを調査対象となる児童生徒や保護者にあ らかじめ説明しておく。
- キ 上記エの調査を行った組織は、明らかになった事実関係をいじめられた児童生徒 及びその保護者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。)
- ク 学校は、上記工の調査結果を上尾市教育委員会へ報告する。その際、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめられた児童生徒又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
- ケ 上記クの調査結果を上尾市教育委員会は上尾市長へ報告する。報告を受けた上尾 市長は、必要があると認めるときは、市長が設置した附属機関等により調査結果に ついての調査を行う。
- コ 上記ケの調査の主体は、上記ケの調査結果をいじめられた児童生徒及びその保護 者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過や結果を報告する。)
- サ 上尾市長及び上尾市教育委員会は、自らの権限及び責任において当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。
- シ 上記ケの調査を行ったときは、上尾市長はその結果を上尾市議会に報告する。

② 上尾市教育委員会又は学校による調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

- 第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
 - 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生 じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余 儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当 該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態 の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を 行うものとする。

ア 重大事態の発生と調査

(ア) 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童 生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、上尾市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが児童生徒や保護者から あったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態 とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等 に当たる。

(4) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は上尾市教育委員会へ報告し、報告を受けた上 尾市教育委員会は、上尾市長へ事態発生について報告する。

(ウ) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止 に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに上尾市教育委員会に報告し、学校が主体となって調査を行うことを基本とする。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと上尾市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、上尾市教育委員会において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、上尾市教育委員会は 調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置を含めた適切な支援を 行う。

(エ) 調査を行うための組織について

上尾市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、 当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。 上尾市教育委員会が主体となり調査を行う際には、問題調査委員会が調査にあたる。

また、学校が主体となり調査を行う際には、法第22条に基づくいじめの防止 等の対策のための組織を母体として、必要に応じてスクールカウンセラーやスク ールソーシャルワーカー等の専門家を加えた組織が調査にあたる。

(オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、学校と上尾市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への 対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、学校又は上尾市教育委員会は、 調査を行う組織に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、 主体的に再発防止に取り組まなければならない。

① いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒から可能な限り聴き取った上で、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である(例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等)。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童 生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や 学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、 事案の重大性を踏まえて、上尾市教育委員会が積極的に指導・支援する。関係 機関とも適切に連携し、対応に当たる。

② いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(カ) 自殺の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とするものとする。

- ① 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ② 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③ 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、上尾市教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④ 詳しい調査を行うに当たり、上尾市教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。
- ⑤ 調査を行う組織については、問題調査委員会が中心となる。必要に応じて、問題調査委員以外に、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ⑥ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- ⑦ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の 影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を 求めることが必要であることに留意する。
- ⑧ 学校が調査を行う場合においては、上尾市教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。

⑨ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖(後追い)の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO(世界保健機関)による自殺報道への提言を参考にする。

また、「New I's」の「Ⅱ 自殺予防対策編『資料』」も参考にする。

(キ) その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷付き、学校全体の 児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がることがあり、時には事実に基づ かない風評等が流れる場合もある。学校及び上尾市教育委員会は、児童生徒や保 護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、 予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

イ 調査結果の提供及び報告

(7) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

上尾市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、 事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど)について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、上尾市教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシーの保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生 徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先 立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。 また、学校が調査を行う際、上尾市教育委員会は、情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

(イ) 調査結果の報告

調査結果については、学校に係る調査結果は上尾市長に報告する。

上記(f)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて上尾市長に提出する。

③ 調査結果の報告を受けた上尾市長による再調査及び措置

(公立の学校に係る対処)

- 第30条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、 当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団 体の長に報告しなければならない。
- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

ア 再調査

法第30条の規定による報告を受けた上尾市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査(以下「再調査」という。)を行う。

この調査は、上尾市長が設置した附属機関等が行う。

再調査についても、上尾市教育委員会又は学校による調査同様、再調査の主体は、 いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

イ 再調査の結果を踏まえた措置等

上尾市長及び上尾市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任 において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生 の防止のために必要な措置を講ずる。

また、再調査を行った場合、上尾市長はその結果を市議会に報告しなければならない。市議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、上尾市長が設置した附属機関等において、個人のプライバシーに対しての必要な配慮を行う。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

上尾市いじめ問題対策連絡協議会において毎年度、上尾市基本方針にある各施策の効果を検証し、上尾市基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

P2 ※1について

平成26年4月1日以降は、連絡協議会の構成員を下記のとおり変更する。

連絡協議会は、学校教育部長、総務課長、人権推進男女共同参画課長、青少年課長、 埼玉県中央児童相談所虐待・相談担当課長、上尾警察署生活安全課長、上尾市生徒指導 推進協議会長、上尾市青少年育成連合会長、上尾市区長会連合会長、上尾市PTA連合 会長、上尾市小学校長会長、上尾市中学校長会長で構成する。また、必要に応じて他の 者を加えることができる。